

出席停止の基準

今後変更になる可能性もあります。

			事案	出席停止の期間		備考	
				開始日	終了日		
(1)	本人	①	感染が判明した	感染判明日 もしくは最終登校日	専門医等が登校を許可した日		
		②	濃厚接触者と認定された	濃厚接触者と認定された日 (同居家族が感染した場合は、 その感染判明日から)	感染者と最後に濃厚接触した日から起算 して14日経過(保健所に指示された期 間)	期間中に感染が判明した場合は(1) -①へ	
(2)	同居家族		濃厚接触者と認定された	保健所が個別に判断する。出停にならない場合もある。		当該家族に感染が判明した場合は (1)-②へ	
(3)	本人	①	本人に 発熱など風邪の 症状がある	発熱など風邪の症状がある	症状が出た日	解熱剤等を服用せずに快癒すれば、その 翌々日	症状が続けば新型コロナ受診相談セン ターへ要相談 (3)-②もしくは③へ
		②		症状が続いて相談センター へ相談した		検査を受けずに様子見となり、解熱剤等 を服用せずに快癒すれば、その翌々日	
		③		検査を受けて陰性		保健所等の指示する期間	

(3)①②「本人に発熱など風邪の症状がある」は比較的軽い症状を想定しての基準です。「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合は新型コロナ受診相談センターへすぐに相談してください。基礎疾患があるなど重症化リスクの高い生徒は軽い症状でも早めに相談してください。

基礎疾患があるなど重症化リスクの高い生徒は、登校について主治医等と十分に相談してください。登校すべきでない判断された場合、その期間は出席停止となります。